

意見書（医師記入）

堀川南保育園 園長様

くみ なまえ

病名 _____

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、
 _____月 _____日から登園を可能と判断します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関 _____

医師名 _____



保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間を考慮し、子どもの健康回復状態が保育園での集団生活可能な状態となってからの登園になるようご留意ください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後 3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後 5日を経過し、かつ解熱した後 3日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから（かさぶたが出来る状態）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え 2日を経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続 2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで